

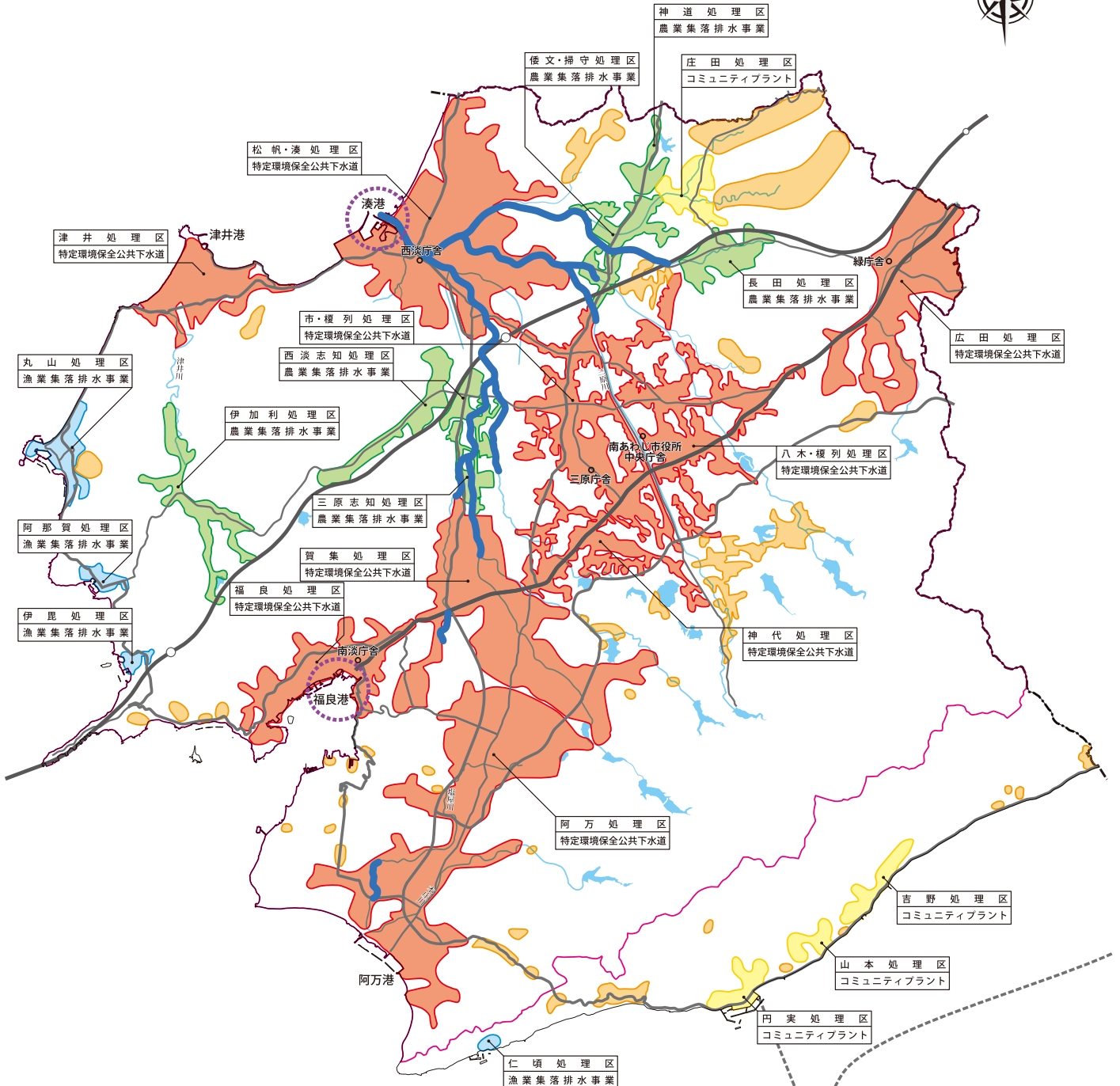
公園・緑地の整備方針図



凡 例	
住区基幹公園	● (Green)
都市基幹公園	● (Light Green)
特殊公園	● (Orange)
緑地・その他公園	● (Yellow)
瀬戸内海国立公園	■ (Hatched Green)
都市計画区域	— (Pink)
市界	- - - (Black)
広域幹線道路	—○— (Grey)
都市幹線道路	— (Thick Grey)
地域幹線道路	— (Thin Grey)
地域間航路	- - - - (Dashed)
水面	— (Blue)



■下水道及び河川・港湾等の整備方針図



凡 例	
特定環境保全公共下水道事業	
農業集落排水事業	
漁業集落排水事業	
コミュニティプラント事業	
浄化槽設置整備事業	
河川改修区間	
港湾整備事業	
都市計画区域	
市界	
広域幹線道路	
都市幹線道路	
地域幹線道路	
地域間航路	
水面	

沼島処理区
漁業集落排水事業



4) その他都市施設の整備方針

ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○南あわじ市清掃センター及びやまなみ苑は、施設の老朽化や広域化に対応した整備を検討するとともに、市民や来訪者の環境美化に対する意識の向上や環境美化運動の促進を図ります。 ○南あわじ市衛生センターは、周辺環境に配慮しながら既存施設の維持管理に努めます。
行政・教育・文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○南あわじ市役所(新庁舎)は、南あわじ市新庁舎建設基本計画に基づき、事業を進めます。 ○小・中学校などの教育施設は、既存施設及び設備の維持管理に努めます。 ○市民交流センター^{注)}、公民館、コミュニティ施設などの文化施設を効率的に運用することで、行政サービスの維持・向上や地域振興につなげていきます。
医療・社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市内や島内に点在する各医療施設の機能分担により、市民が適切な医療を受けられる地域医療体制を確立し、医療体制・環境の充実に努めます。 ○市民一人ひとりの生活に対応する保健、医療、福祉の連携を強化するネットワークづくりに努め、健康管理体制や地域福祉ケア体制の充実に努めます。
火葬場・墓地	<ul style="list-style-type: none"> ○火葬場は、近代的な整備及び周辺環境整備を推進します。 ○墓地は、周辺環境に配慮しながら既存施設の維持・管理を推進します。

注)市民交流センターとは、南あわじ市新庁舎建設基本計画に基づき、地域住民との協働による地域づくりを目指し設置を予定している施設です。

3. 市街地整備の方針

都市中心部の市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の中心に位置する南あわじ市役所(新庁舎)周辺は、現在、店舗や事務所などが点在していますが、市街地としての機能は十分ではないため、今後は、既存のストックを活用しながら、公共施設、商業・業務施設、教育・文化施設などが集積する中心性の高い市街地整備を推進します。 ○回遊性のある道路、歩行空間の整備やユニバーサルデザインに配慮した施設整備等を推進し、人・もの・情報が集う都市の拠点としてのにぎわいを創出します。
地域の状況に応じた市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○生活に必要な地域住民の日用品購入の場として、また、歩いて回遊できる快適、安全な空間づくりを進め、地域ごとの実情を踏まえながら、商業機能、生活機能の維持・向上を図ります。 ○福祉のまちづくり重点地区に指定されている地域周辺などは、高齢者や障がい者を含むすべての人が利用しやすい施設の充実に努め、暮らしやすい地域環境を創出します。
住宅地開発の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅や住宅地の供給を重点的に図るべき地域や地域コミュニティの維持を図るべき集落地などを中心に、基盤整備と一体となった良質な住宅や地域特性のある住宅の整備を図るため、様々な制度・手法を活用するなど支援・誘導に努めます。 ○民間開発などによる住宅地開発では、地域の必要に応じて地区計画等や建築協定などの制度を活用したまちづくりのルールづくりを推進し、良好な居住環境を創出します。 ○老朽化した公営住宅については、計画的に建替えを進めるとともに、その他の公営住宅については改善、維持保全等の適切な手法による効率的な供給を促進し、良質な公営住宅の提供を図ります。

4. 都市環境形成・自然環境保全の方針

1) 都市環境形成の方針

市街地内での快適な生活空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○住環境の保全などを目的とした地区計画等や建築協定、緑地協定などを適切に活用し、市民の自主的なルールづくりや情報提供などの各種支援に努めます。 ○市内には、多くの寺社が点在し、大樹や老樹などがある境内は地域のシンボルとして親しまれており、これらの寺社境内地の緑地空間を都市内の環境緑地として保全・活用します。
安らぎとうるおいあるレクリエーション空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○南あわじ市内には海水浴場、釣り場、サイクリングコースなど山や海に包まれた美しい環境の中で楽しむことができるレジャー施設や資源が多くあることから、各施設や資源の魅力を十分に引き出し、市内外へPRするとともに、各施設や資源間の連携を強め、来訪者が訪れやすく楽しめる空間形成に努めます。
資源循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○資源循環型の社会を形成していくために、市民一人ひとりが問題意識を持ち、河川や森林等の自然環境を保全するとともに、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを進めています。 ○ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)に、不要なものを受け取らない(リフューズ)、修理して長期間使う(リペア)を加えた5Rに努めるとともに、自然エネルギーの活用や省エネルギー施策を推進することによって、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを推進します。

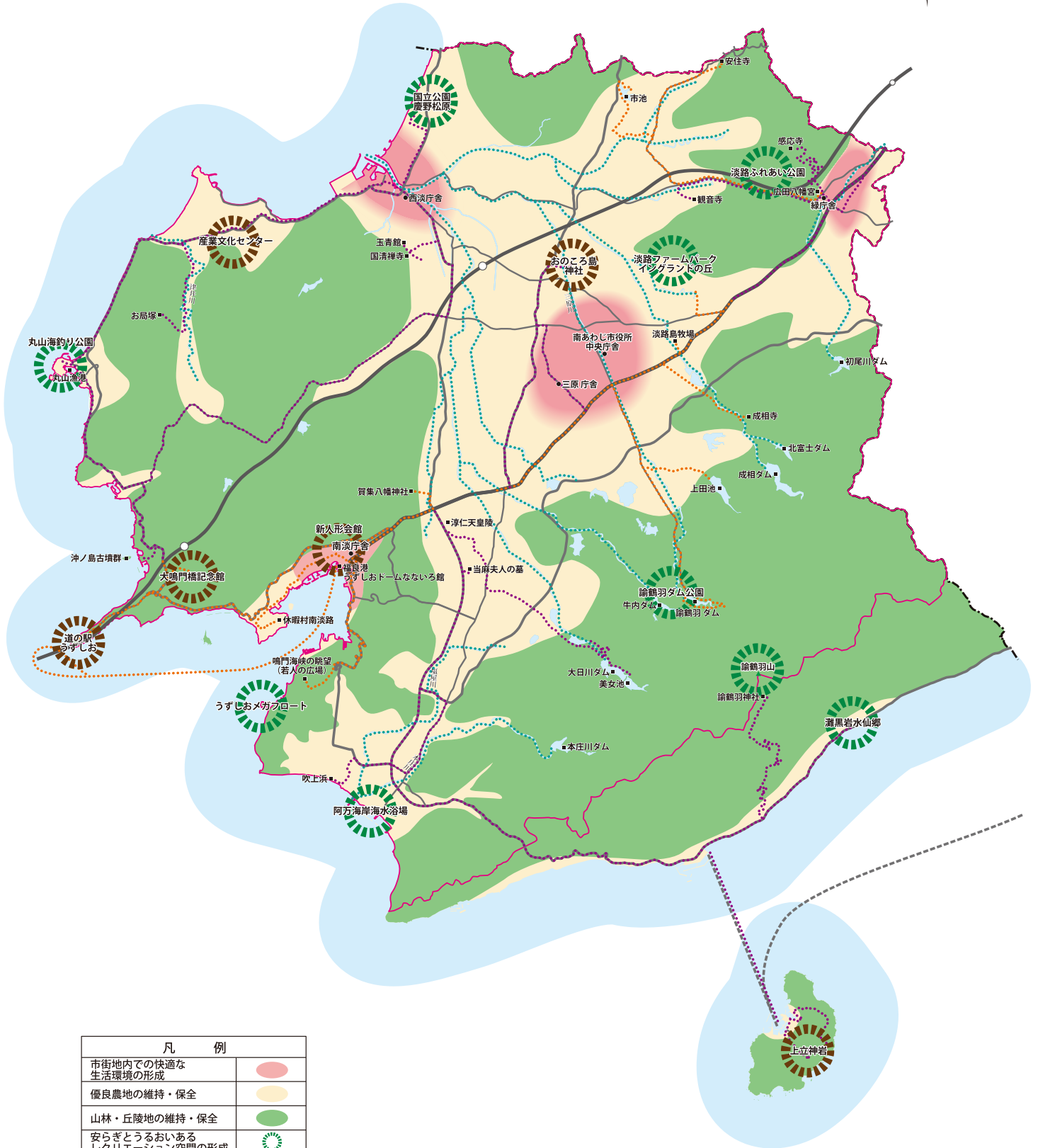
2) 自然環境保全の方針

守り伝えられてきた歴史・文化の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○南あわじ市には、国生み伝説、人形浄瑠璃や瓦産業など他にない特徴的で伝統的な歴史・文化資源があることから、これらを市民が誇りに思い、また、来訪者に体感してもらえるよう保全・活用に努めるとともに、南あわじ市の歴史・文化を広く市外へ情報発信していきます。
水資源の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○河川は、多数の野鳥や魚などが生息する自然環境豊かな空間であり、これらの活用を図り、親水空間の形成に努めるとともに、河川改修にあたっては、多自然川づくりを進めるなど自然環境の再生を図ります。 ○海水浴場や釣り場などの海浜部は、自然環境の保全を図るとともに、市民や来訪者の憩いの場や観光レクリエーションの場としての活用を図ります。
優良農地の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ○三原平野を中心に広がる農地は、農作物の生産のみならず、環境保全、防災機能や景観など都市を構成する上で重要な役割を担っていることから、今後も安定した農業経営を支援するとともに、優良農地の保全や多面的な機能の活用を図り、豊かな田園環境を保全します。
山林・丘陵地の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ○諭鶴羽山などの山林や丘陵地は、市土の保全、水資源のかん養、動植物の保護等の公益的機能が発揮できるように保全を図ります。 ○市民が利用しやすい位置にある諭鶴羽ダムなどの周辺一帯を交流の場と位置づけ、環境学習や保健休養機能等が充実できるように保全を図ります。 ○里地里山など身近な自然環境においては、松くい虫による被害の対策など自然環境の保全を図るとともに、自然とのふれあいの場、青少年の教育の場、市民のためのレクリエーション活動の場としての活用を図ります。

3) 都市環境・自然環境のネットワークの方針

歴史・文化のネットワーク形成	<ul style="list-style-type: none"> ○国生み神話などの歴史、寺社、伝統として受け継がれてきた瓦産業に関連する施設、美しい海岸線などの歴史・文化に関する地域の資源を有機的につなぎ、市民と来訪者の交流を図るとともに、観光産業の活性化にも繋げていきます。
食のネットワーク形成	<ul style="list-style-type: none"> ○淡路島の平野部を活かした農業、畜産業、鳴門海峡から生み出される海の恵みなど食に関する施設・資源を有機的につなぎ、食の安全、食の大切さを再度認識するとともに、市民と来訪者の交流の資源として活用し、また、観光産業の活性化にもつなげていきます。
水と緑のネットワーク形成	<ul style="list-style-type: none"> ○諭鶴羽山から流れる三原川、本庄川などの河川、山間部、農地など市内には水と緑の資源が多く、それらは、市民にうるおいや憩いの場を提供してくれる重要な資源であり、様々な生物の生息空間でもあることから、保全を図るとともに、それらを活用した水と緑のネットワークの形成を図ります。

都市環境形成・自然環境保全の方針図



凡 例	
市街地内での快適な生活環境の形成	
優良農地の維持・保全	
山林・丘陵地の維持・保全	
安らぎと潤いあるレクリエーション空間の形成	
守り伝えられてきた歴史・文化の保全・活用	
歴史・文化のネットワーク	
食のネットワーク	
水と緑のネットワーク	
都市計画区域	
市界	

凡 例	
広域幹線道路	
都市幹線道路	
地域幹線道路	
地域間航路	
水面	

500m 0 500 1000 1500 2000

5. 景観形成の方針

1) 都市景観形成の方針

住宅地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○南あわじ市の平野部には、特徴のないぶし瓦を用いた和建築の戸建て住宅が多く見られ、敷地周りの生垣化を促進するなど、周辺の農地等自然環境と調和した落ち着いた景観形成に努めます。 ○瓦産業が中心の集落や漁村集落など古くからのまちなみが残る地域においては、今後も特徴的でおもむきある住宅地景観の保全に努めます。
商業・業務地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○都市拠点や地域拠点などの市街地の中で商業・業務地は、地域特性を活かした統一感のある景観形成や歩行者空間の創出を図り、快適でにぎわいのある都市空間の創出に努めます。
幹線道路沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> ○沿道型の商業施設や住宅が複合している国道28号等の幹線道路沿道では、屋外広告物の大きさや色彩等を地域特性にあったものに統一するように誘導するなど、南あわじ市の自然豊かなイメージが感じられる魅力的な沿道景観への改善を誘導します。 ○案内誘導広告物については、兵庫県屋外広告物条例に基づき自然景観等を阻害しない範囲で適切な掲示を誘導することにより、観光客など来訪者の目的地への誘導案内の向上に努めます。
工業地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○工業地については、事業者との協力のもとに接道部分等における統一感のある緑化を促進し、緑豊かな工業地景観の形成を図ります。

2) 自然景観保全の方針

水辺景観	<ul style="list-style-type: none"> ○南あわじ市の海岸線や沼島周辺の海浜部については、海洋レクリエーションの場としての活用を図るとともに、美しい海辺の景観の維持・保全に努めます。 ○三原川、初尾川、本庄川などの河川空間については、自然に配慮した護岸整備等により、周辺の田園風景や都市景観等と調和した水辺景観の向上を図ります。
田園・集落地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○田園地域内に点在する既存集落は、住宅周囲や敷地内の緑化等により、周辺の農地との調和を図り、うるおいと広がりのある田園・集落地景観の形成を図ります。 ○農地は、地域の生活と密着した人々の原風景となる景観であり、地域の景観資源として優良農地等の保全と活用を図ります。
山林景観	<ul style="list-style-type: none"> ○諭鶴羽山などの緑豊かな山並みは、南あわじ市の市街地や集落地の背景となる景観を形づくる重要な要素の一つであることから、三原平野から望む眺望景観を保全するとともに、自然を活用した交流空間づくりに努めます。

6. 安全・安心のまちづくり方針

砂防・海岸施設関係事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害のおそれのある区域については、砂防関係事業を促進します。 ○福良港の護岸整備、湊・津井海岸の消波堤の整備など高潮対策や浸食対策などを行い、地域住民の安全性の向上を図ります。 ○山地災害危険地区や荒廃した森林に対し、治山事業を促進します。
防災拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時において消防・警察・自衛隊などの災害要員の活動拠点となる淡路ふれあい公園(淡路広域防災拠点)は、救援のための資機材や被災地で必要となる食糧、毛布、仮設トイレなどの物資を備蓄するとともに、県の災害対策センターの災害情報に関するバックアップシステムを備え、災害対策の補完機能も担います。 ○広域避難所や拠点避難所では、避難生活や救援活動に必要な施設や設備の耐震化、不燃化、ユニバーサルデザインへの配慮などの整備を推進するとともに、資機材、物資などの備蓄体制の充実に努めます。 ○広域避難所や拠点避難所の整備にあたっては、広域防災拠点等との交通や通信のネットワークが確保されるように努めます。 ○避難対策では、安全に避難できるように、避難路に面した建築物の耐震化・不燃化や幹線道路における緑地帯の確保などを進めます。

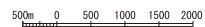
<p>防災体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な情報・伝達網づくりを進めるために、CATVや衛星携帯電話などを使用した緊急情報伝達システム、防災無線などの整備・充実を図り、地域内と地域間との連携による消防・防災体制の強化を図ります。 ○ハザードマップや広報紙、パンフレットやホームページなどにより、防災意識の高揚を図るとともに、応急手当、救命講習等を開催し、市民救護者の養成に努めます。 ○地域防災計画に基づき、住民による自主防災組織の育成、充実を図るとともに、行政と防災関係機関、自主防災組織との連携を強化し、地域防災力の向上を図ります。
<p>日常生活における安全性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路に指定されている道路や小・中学校など公共施設の周辺、交通事故多発箇所などでは、歩道の整備、ガードレールやカーブミラーの設置など交通安全施設の整備を優先的に行うとともに、段差の解消や障害物の除去など、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。 ○CATVや携帯電話による身近な防犯情報の提供や防犯知識の普及啓発に努め、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの防犯活動を促進します。 ○通学路等の歩道設置が必要な箇所では重点的な整備を進めるとともに、側溝の蓋掛けや幅広路肩の採用など、地域の実情に応じた整備を進め、歩行者の安全性の確保に努めます。 ○歩行帯など交通安全施設の整備が困難な住宅地などでは、駐停車禁止区域の指定など交通規制の導入を検討し、歩行者の安全性の確保に努めます。 ○住宅等が密集した市街地等においては、災害時には大きな被害が想定されるため、建築物の耐震化や不燃化の促進、道路や公園、広場などのオープンスペースを確保するとともに、緑地や生垣などの緑の確保に努め、災害に強いまちづくりを推進します。 ○公共施設では、不燃化を図り、緑地の確保に努めるとともに、耐震診断を実施し、耐震性に問題があれば、改修や修繕などの必要な措置を講じます。 ○老朽化した木造建築物に対しては、耐震改修促進計画を策定し、不燃化や耐震化を促進します。
<p>福祉等に配慮したまちづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者などすべての人が生活しやすいまちづくりを進めるために、福祉のまちづくり重点地区を中心として公共施設や道路整備におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携による施設の有効利用や多機能化を進めます。

都市防災・地域防災の方針図



凡 例		
拠点避難所	風水害用	
	地震用	
	津波用	
広域避難所	風水害用	
	地震用	
	津波用	
市役所		
警察署		
消防署		
広域防災拠点		
防災ステーション		
都市計画区域		
市界		

凡 例	
広域幹線道路	
都市幹線道路	
地域幹線道路	
地域間航路	
水面	



■地域別構想

1. 地域区分

1) 地域区分の考え方

地域別構想は、全体構想で示した方針を受け、地域ごとの特性に応じた将来像を明らかにしていくもので、各地域の住民参加によるまちづくりの目標・指針と言えます。

地域区分の設定は、本市を構成する様々な要素の中で地域特性や生活圏などによっていくつかのまとまりとして地域を捉え区分します。

具体的には以下の観点において地域のまとまりを検討し、望ましい地域区分を設定しました。

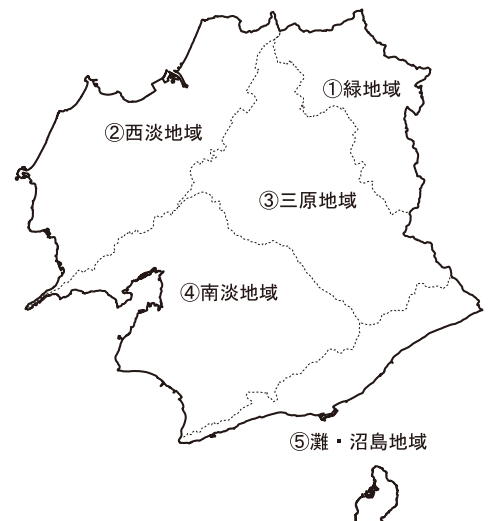
■地域区分の考え方

区分けの観点	区分け事項	考慮する内容
① 歴史的なつながり	旧町村(大字)	旧町村(大字)など歴史的なつながりに留意する
② 生活面でのつながり	小学校区、中学校区 等	地域コミュニティの観点を踏まえる
③ 都市計画の規制 (土地利用の規制)	都市計画区域と都市計画区域外	都市計画区域及び都市計画区域外の規制状況を踏まえる
④ 面積・人口	面積・人口	一定の広がり・集積のある面積・人口に配慮する

地域区分の考え方を踏まえ、各地域像を描き施策を位置づける上で適切なまとまりのある空間の範囲として、地域区分を5地域とします。

■地域区分

地域名称	含まれる地区
① 緑地域	広田、倭文(緑)
② 西淡地域	松帆、湊、津井、阿那賀、伊加利、志知(西淡)
③ 三原地域	榎列、八木、市、神代、倭文(三原)、志知(三原)
④ 南淡地域	福良、賀集、北阿万、潮美台、阿万
⑤ 灘・沼島地域	灘、沼島



2. 地域別の方針

1) 緑地域のまちづくりの方針

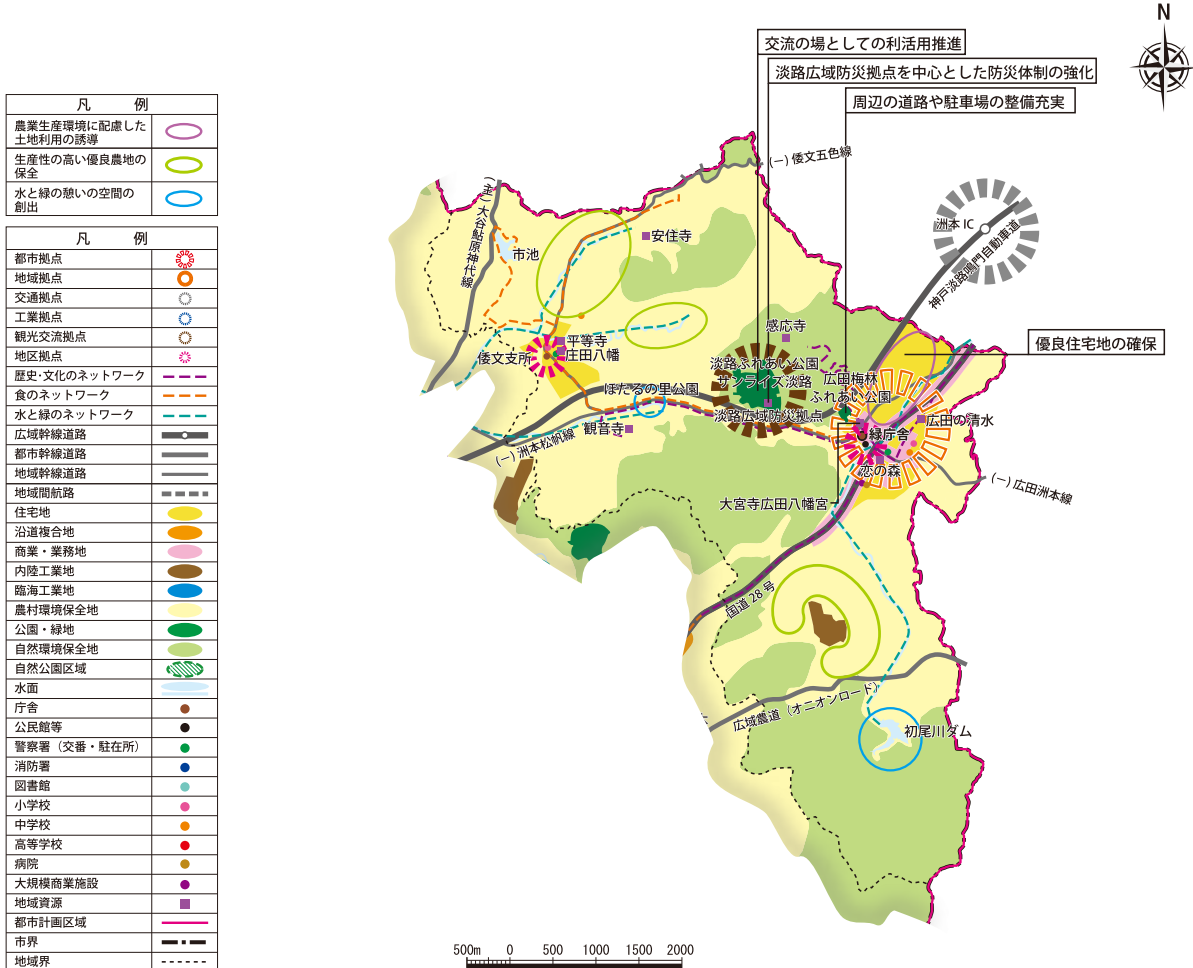
①まちづくりのテーマ

人が集い、にぎわいのあるまちづくり

②まちづくりの目標

- 本市の東の玄関口として良好な交通条件を活かし、商業・業務施設の適正な誘導によるにぎわいあるまちづくりを目指します。
- 淡路ふれあい公園や広田梅林ふれあい公園など自然環境と調和した観光資源を活かし、来訪者と地域住民が集い・ふれあうまちづくりを目指します。
- 豊かな農地や山林等を景観資源と捉え、良好な自然環境の維持保全による美しい里地里山の景観形成を目指します。

■まちづくり方針図



2)西淡地域のまちづくりの方針

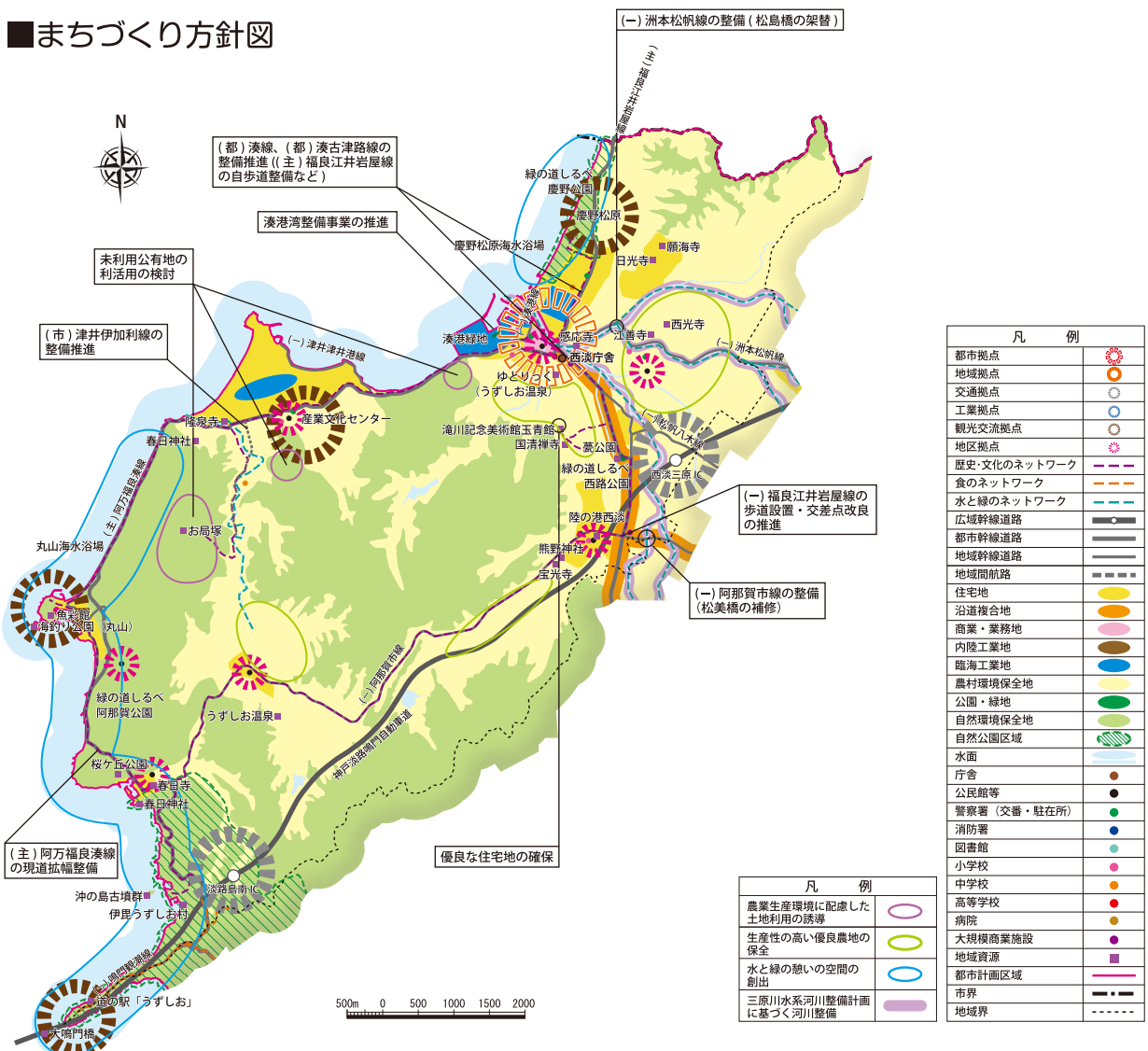
①まちづくりのテーマ

海と山の恵みあふれ伝統のあるまちづくり

②まちづくりの目標

- 慶野松原や伊毘うずしお村の海水浴場、丸山海釣り公園など多様な海洋レクリエーション資源を活かし、瓦産業などの観光・レクリエーション機能との連携による体験型の保養・リラクゼーションの場の充実を目指します。
- 伝統的な瓦産業をはじめ農業、漁業などの生産基盤の整備・充実を図り、地域産業の活性化を目指します。
- 災害に強く安全・安心で住みやすい住環境づくりを目指します。

■まちづくり方針図



3)三原地域のまちづくりの方針

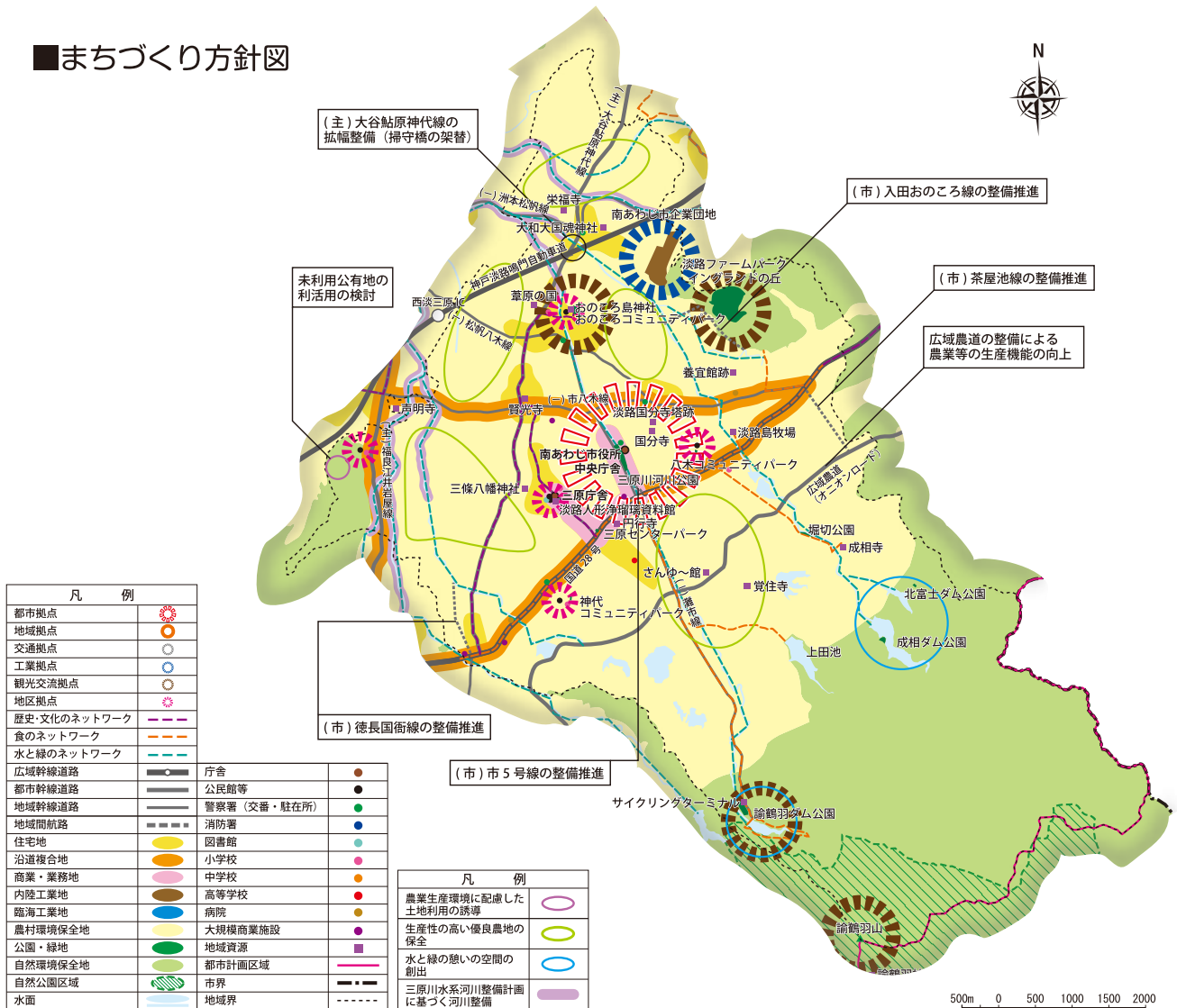
①まちづくりのテーマ

多様な都市機能を活かしたうるおいあるまちづくり

②まちづくりの目標

- 官公庁、警察署、図書館、人形浄瑠璃資料館などの公共公益施設や商業・業務施設を活かし、行政、商業・業務の中核機能を担うまちづくりを目指します。
- 三原平野の豊かな田園環境や背後の諭鶴羽山等の森林環境の保全を図り、良好な緑地景観の形成を目指します。
- 諭鶴羽ダム周辺を交流の場として位置づけ、自然と調和した観光・レクリエーション機能の充実を目指します。

■まちづくり方針図



4)南淡地域のまちづくりの方針

①まちづくりのテーマ

海の魅力を活かした安らぎあるまちづくり

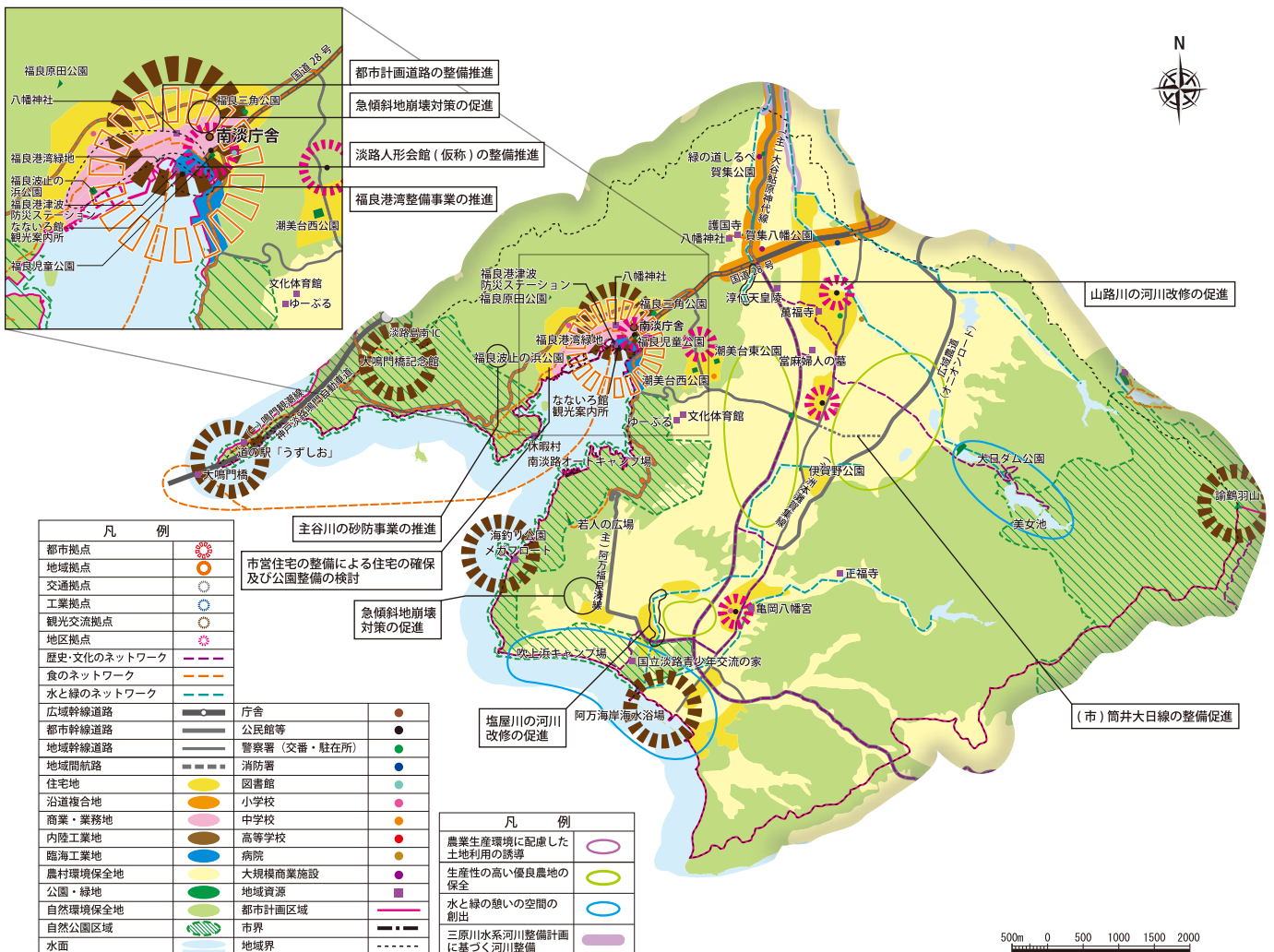
②まちづくりの目標

○鳴門海峡のうずしお、阿万海水浴場及び海釣り公園(メガフロート)など海に関するレクリエーション資源やおもむきのある漁村集落のまちなみなどを観光資源として活用し、来訪者と地域住民の交流促進を目指します。

○三原平野の豊かな田園環境や背後の諭鶴羽山等の森林環境の保全を図り、良好な緑地景観の形成を目指します。

○災害に強く安全・安心で住みやすい住環境づくりを目指します。

■まちづくり方針図



5) 灘・沼島地域のまちづくりの方針

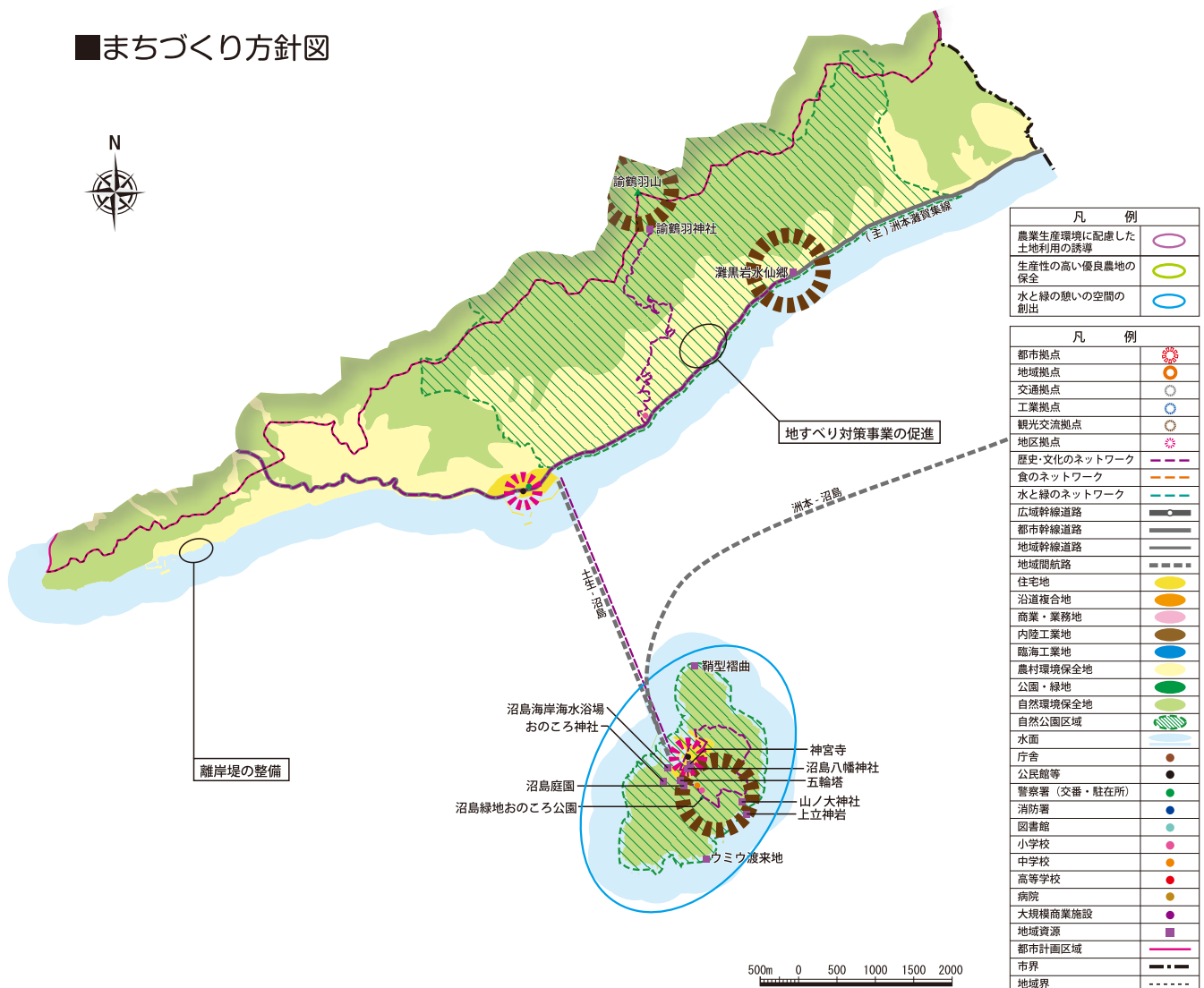
①まちづくりのテーマ

歴史と自然が調和し豊かさあふれるまちづくり

②まちづくりの目標

- 古くからの歴史や文化を守り伝えながら、生活の利便性・快適性の維持・向上を目指します。
- 急傾斜地に見られる果樹園などの田園環境や森林環境の保全を図り、海辺の景観と一体となった良好な自然景観の形成を目指します。
- 沼島全体を交流の場と位置づけ、歴史と文化が自然と調和した観光・レクリエーション機能の充実を目指します。

■まちづくり方針図



■実現化方策(都市づくりの進め方)

●地域づくりの役割分担及び市民などとの協働のまちづくりの推進

都市計画マスタープランの推進においては、南あわじ市が主体となって、国や兵庫県、その他公的機関との連携や調整、協力のもと、都市計画や都市計画事業などを実施します。

また、まちづくりの主役は住民であることから、市民の自主的なまちづくりを支援するとともに、市民や自治会、各種団体や企業などの多様な主体と行政との協働によるまちづくりを進めます。

●市民のまちづくりへの参加・参画の促進

市民のまちづくりへの関心を促し、意欲を高めるために、まちづくりに関する情報の提供や NPO など市民活動への支援を行うとともに、市民がまちづくりに参加しやすい環境づくりを進めます。

施策や事業の実施では、必要に応じて計画素案作成後のパブリックコメントを実施するとともに、各種計画策定における公募委員の登用やワークショップの実施、社会実験の導入など市民がまちづくりに参加できる手法を検討し、市民と行政とが協働で進めるまちづくりの仕組みを構築します。

●まちづくりに関する情報公開の推進

市民などが中心となって進めるまちづくりに必要な情報の提供を積極的に行います。

都市計画の決定や変更、都市計画事業の実施などについては、パンフレット等の作成及び配布、市の広報紙やホームページへの掲載などにより、必要な情報の公表を積極的に進め、市民への周知に努めます。

●まちづくりを支援する制度等の活用

まちづくりを進めるために、用途地域や特別用途地区、特定用途制限地域などの地域地区、地区計画等や建築協定など、都市計画やまちづくりに関する制度の活用を図ります。

地域のまちづくりを進めるにあたり、地区計画等の都市計画については、土地の所有者やまちづくり NPO などによる都市計画提案制度の活用を支援します。

面的な整備事業、道路や公園・緑地等の都市基盤の整備など、都市計画法等に基づく事業を進めます。

都市計画法等に基づく事業の対象以外でも、必要性の高い施策や事業については、社会資本整備総合交付金を利用するなど、実現可能な整備手法を検討します。

また、土地利用や都市施設、市街地開発事業、地区計画等の都市計画の決定や見直しについては、必要に応じて適正に行います。

●庁内推進体制の確立

都市計画マスタープランに示された都市づくりの基本理念や南あわじ市の将来像を実現するために、個別に施策や事業を実施するのではなく、各施策・事業間の相乗効果を図り、効率的、一体的かつ総合的な施策・事業の実施に努めます。

そのため、庁内における横断的な組織の連携や体制の確立はもとより、国、県、洲本市や淡路市など関係機関との連携の強化、職員の技術や能力の向上、市民のまちづくりに対する支援体制の充実などを行います。

発行:平成23年3月

南あわじ市 都市整備部 都市計画課

〒656-0393

兵庫県南あわじ市湊 90 番地 1(西淡庁舎)

TEL : 0799-37-3016

FAX : 0799-37-3035

E-mail: toshikeikaku@city.minamiawaji.hyogo.jp